

# 鹿野山ゴルフ倶楽部 利用約款

## 〈約款の適用〉

第1条 当ゴルフ場（付帯施設を含む）を利用される方は会員、非会員を問わず快適で安全なプレーをお楽しみいただくため、当倶楽部会則、細則、営業のご案内による定めのほか、本約款の定めに従ってご利用いただきます。

## 〈利用の申込み・利用の予約〉

第2条 会員の同伴あるいは紹介等により施設利用のお申し込み・ご予約を承ります。

予約者が偽名を使用して申し込み、予約をした場合は予約を取り消しさせていただきます。ただし、予約受付後でも第4条4項および5項（施設利用の拒絶条項）を適用いたします。

## 〈利用契約の成立〉

第3条 当ゴルフ場でプレーされる方は、プレー当日フロントにおいて本約款を確認のうえ、所定の署名簿に署名をいただくことにより、当ゴルフ場が署名者に対し利用カードをお渡ししたときに利用契約が成立します。

ただし、利用引き受け後でも第4条4項から9項（施設利用の拒絶条項）を適用いたします。

## 〈施設利用の拒絶〉

第4条 当ゴルフ場は、次の場合にはご利用、ならびに利用の継続をお断りすることがあります。

- (1) 満員のためスタート時間に余裕がないとき。
- (2) 非会員については、会員同伴又は紹介等が無い場合。
- (3) 天災・天候その他止むを得ない事情により施設の利用ができないとき。
- (4) 当ゴルフ場ならびに当ゴルフ場従業員に対して好ましくない行為があったとき。
- (5) 技術未熟およびマナーに欠け、他の利用者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあるとき。
- (6) 利用者が暴力団員であるとき。
- (7) 利用者が暴力団員を同伴した場合における利用者およびその同伴者。
- (8) 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為を行い、または行う恐れがあると認められたとき。
- (9) その他約款に違反した場合、ならびに当ゴルフ場の施設を利用されることが好ましくない事由がある場合。

## 〈休業日・開場時間・最終スタート時間〉

第5条 当ゴルフ場の休業日・開場時間および最終スタート時間等は、それぞれ季節その他の理由により変更することがありますが、当ゴルフ場の定めるところによります。

## 〈金銭その他高価品〉

第6条 金銭その他高価品については、必ず貴重品ボックスにお預けいただくか当ゴルフ場所定の封筒に記名封印してフロントにお預けください。お預けいただかない限り、ロッカー・浴室・コース等で盗難や紛失の事故があっても当ゴルフ場は、一切の責任を負いません。お預かりした品は預かり証持参の方に預かり証と引き換えにお返しいたします。お預かり品を受領された方は、その場で必ず封印をご確認の上ご開封ください。預かり証を紛失した場合は、直ちに届け出てください。なお届け出前に第三者によってすでに預かり証によりお預かり品を引き換えした場合は、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

## 〈ロッカー・携帯品および自動車等の損害免責〉

第7条 ロッカー内の物品および携帯品（キャディバック・その他の持ち物）や駐車場内自動車の盗難（車上盗難含む）および事故につきましては、各自充分ご注意願います。当ゴルフ場は責任を負いません。

## 〈宅配便の取り扱い〉

第8条 宅配便によるゴルフクラブ、バッグ、シューズケースなどのお取り次ぎはいたしますが、お取り次ぎ中の物品の盗難、紛失、到着の遅れ、損害等の責任は負いません。

## 〈プレーヤーの危険防止責任とゴルフルール・エチケット・マナーの厳守〉

第9条 ゴルフは、時により自他共に危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはゴルフルール・マナーおよびエチケットを守り、キャディのアドバイスおよび安全確認の如何にかかわらず自己の責任により安全を確認したうえでプレーして頂きます。

## 〈ティーグラウンドにおける素振り〉

第10条 クラブの素振りは、ティーマーク内の打席または特に指定された場所以外では、なさらないでください。次打順以下のプレーヤーはみだりにティーグラウンドに立ち入らないでください。

## 〈飛距離の確認〉

第11条 先行組に対しては、後続組のプレーヤーはキャディのアドバイス如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して、安全確認のうえ、先行組に打ち込まないようにプレーしてください。

## 〈キャディおよびフォアキャディの合図〉

第12条 キャディおよびフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断されるときは合図でありますから、合図があってもプレーヤーは自己の飛距離を自分で判断して安全確認のうえプレーしてください。

## 〈プレーヤーの前方には出ないこと〉

第13条 同伴プレーヤーは、プレー中のプレーヤーの前方には絶対出ないでください。又、プレーヤーの打球にはよく注意して危険を避けてください。

## 〈隣接ホールへの打ち込み〉

第14条 隣接ホールへの打ち込みは、特に危険ですからプレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重にプレーしてください。隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないようプレーするとともに自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけてプレーしてください。

## 〈退避および退避所〉

第15条 後続組に対し打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。

## 〈ホール・アウト後の退去〉

第16条 ホール・アウトした場合は、直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

## 〈雷鳴があった場合〉

第17条 雷鳴があった場合には、当ゴルフ場もしくは当ゴルフ場従業員の指示の有無に拘らずに、直ちにプレーを中止し退避所等安全と思われる場所に退避してください。

## 〈火気使用の禁止〉

第18条 コース内や倶楽部ハウス内での煙草等の火気使用は、灰皿設置場所又は所定場所以外では厳禁します。マッチの燃え

がら、煙草の吸がら等は必ずよく消して灰皿にお入れください。

## 〈ゴルフ場内固定施設への注意義務〉

第19条 ゴルフ場内にある支柱、排水用溝、マンホール、リフトその他の構造物に起因した怪我又はクラブ等の破損については、充分注意してください。

## 〈違背の場合の責任〉

第20条 利用者がこの利用約款に違反して、第三者に損害等の事故を発生させた場合または、ご自身が違反して傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切の損害賠償の責任を負いません。

## 〈プレー終了後のキャディバックおよびクラブ等の確認〉

第21条 利用者がプレーを終了した場合は、キャディバックおよびクラブ等を点検し、間違いがないかを慎重に確認してください。確認後のキャディバックおよびクラブ等の不足、瑕疵、盗難、紛失等について当倶楽部は責任を負いません。

## 〈施設に損害を与えた場合〉

第22条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払っていただきます。

## 〈施設内への持ち込み品〉

第23条 当ゴルフ場の施設内には次の物のお持ち込みをお断りいたします。

1. 動物のペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 鉄砲刀剣類ならびに危険物
4. 発火・爆発の恐れがあるもの
5. 騒音を発するもの

## 〈行為の禁止〉

第24条 当ゴルフ場施設内で下記の行為は、お断りいたします。

- (1) とばく、その他風紀をみだす行為
- (2) 物品販売、宣伝広告等の行為
- (3) 利用者以外のコース内立ち入り（特に許可する場合を除く）
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為
- (5) 施設の器具・備品等を持ち出す行為

## 〈ロッカー室の利用における特則〉

第25条 当ゴルフ場のロッカー室のご利用にあたりましては、下記をご承知ください。

- (1) ロッカーの使用中は必ず施錠していただきますので閉扉後施錠をご確認ください。
- (2) ゴルフプレーのための携帯品（着衣・靴を含む）以外の物品のロッカー収容はお断りいたします。
- (3) ロッカーの上に物品を置く等ロッカー室の品位をみだす行為はお断りいたします。

## 〈浴室の利用における行為の禁止〉

第26条 当ゴルフ場浴室等内での下記の行為をお断りいたします。

- (1) 入れ墨者の浴室への入湯
- (2) ロッカー室よりの無着衣の往来
- (3) 浴槽内での剃顔、タオルの持込等清潔を妨げる行為

## 〈忘れ物〉

第27条 当ゴルフ場内でのお忘れ物は、発見の日から6ヵ月間お預かりします。

ご本人であることを証明して、期間内にお引き取りください。

## 〈送迎バスの便乗〉

第28条 当ゴルフ場で運行するバスに便乗される方に対し、万一運行中に事故が発生した場合は、一切責任を負いません。

## 〈約款の適用開始〉

第29条 この約款は昭和63年6月12日より実施します。

以上